

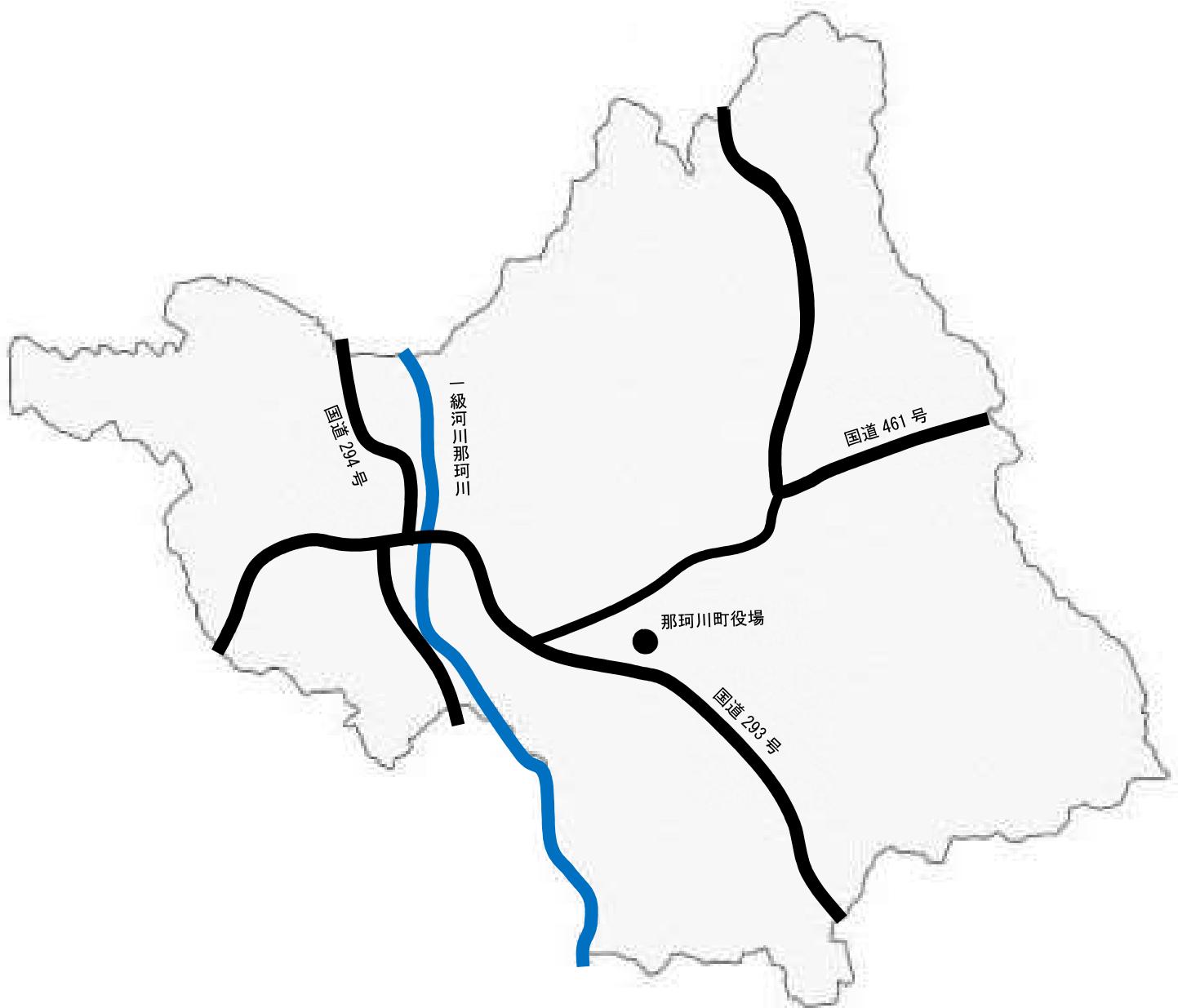
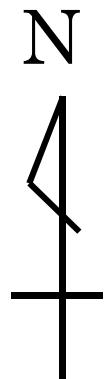
那珂川町森林整備計画

計画期間

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 13年 3月 31日

栃木県
那珂川町

那珂川町位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	18

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3 共同して林業施業を実施する上で留意すべき事項	18
4 その他必要な事項	18
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム に関する事項	18
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3 作業路網の整備に関する事項	20
4 その他必要な事項	24
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2 その他必要な事項	26
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	26
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	26
3 林野火災の予防の方法	26
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5 その他必要な事項	27
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	27
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の 方法に関する事項	27
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4 その他必要な事項	28

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	28
2 生活環境の整備に関する事項	29
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
4 森林の総合利用の推進に関する事項	30
5 住民参加による森林の整備に関する事項	30
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	30
7 その他必要な事項	30

I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、栃木県の北東部に位置し、総面積 19,278 ha、うち林野面積は 12,271 ha で町の総面積の 64%を占めている。保有形態別にみると民有林 9,776 ha、国有林が 2,495 ha となっており、民有林面積のうちスギを中心とした人工林面積は 5,995 ha で人工林率 61.3%と高いものとなっている。

本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯及び広葉樹が林立する天然林帯から構成されている。人工林から生産される木材は一般建築用材に使用されていることから、需要に応じた市場性の高い優良柱材の生産に努め、とちぎ八溝材のブランド化を推進し、公益的機能の十分な発揮に配慮しながら、素材生産量の拡大に向け、伐採及び搬出間伐を促進し、森林の有する公益的機能の増進を図り、適正な保育・間伐を積極的に推進する必要がある。また、区域内の製材所と連携し、製材所より産出される端材や林地残材をチップ化し燃料として利用している。

しかしながら、近年の木材価格の低迷による切り控え、林業労働力の減少・高齢化、賃金の高騰などによる未整備森林の著しい増加や、森林の持つ機能に対する住民の意識・価値観の変化などに対応することが今後の課題となっている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の持つ多面的機能を 5 つの評価に区分し、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また、森林整備の現状と課題を踏まえ、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、適切な施業方法により森林整備を推進することとする。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
生物多様性保全機能	
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能の発揮の面から地域の目指す望ましい森林の姿については、次のとおりである。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林 ・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方法

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するための基本的な考え方は、次のとおりとする。

【森林の有する機能と森林の整備に係る基本方針】

森林の機能	整備の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進 ・渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進 ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属性的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進 ・将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林組合、森林管理署等で、相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業経営化の更なる推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進、木材の流通、加工体制の整備など、長期的展望に立った林業政策の実施に努めるものとともに、森林クラウドシステムの活用など最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これから林業を担う人材の確保・育成を図っていく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

【標準伐期齢】							単位 林齢：年生
地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生錦葉樹	天然生広葉樹用林	ぼう芽による広葉樹
全 域	35	40	30	30	100	100	15

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

- 2 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。
- 3 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とする。
- 4 標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

（1）皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面

積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

(2) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工林による場合であっては40%以下）であるものとする。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町産業振興課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからエまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

(3) 主伐の林齡

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齡を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用途）に応じた林齡で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齡の上下による伐採を制限するものではない。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町産業振興課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

単位 径級：cm 林齡：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齡
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80

ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

(4) 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(5) その他必要な事項

ア 森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

イ 荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとする。

ウ 伐採後の適確な更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その更新方法を勘案して伐採を行うこととする。

3 その他必要な事項

主伐期を迎える人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。伐採に当たっては、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン」（平成30年7月23日付け林木産第55号林業木材産業課長通知）に基づく適切な実施に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期

待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として町の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。なお、苗木の選定については、生長に優れた苗木や小花粉スギ等の花粉症対策苗木の使用を進める。

新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	
広葉樹	コナラ、クヌギ	

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数や施業体系及び保安林の指定施業要件を勘案して、仕立て方法別に定める。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数 単位 本／ha

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	密仕立	4, 000	
	中仕立	3, 000	
	疎仕立	2, 000	
ヒノキ	密仕立	4, 000	
	中仕立	3, 000	

- ① 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植採については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積または材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。
- ② 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は町産業振興課と協議の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

- ③ 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業振興課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 挿 え の 方 法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地挿え等の方法も検討するものとする。
植 付 け の 方 法	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。 また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。
植 栽 の 時 期	3月中旬～4月中旬と、9月中旬～10月中旬とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。一貫型施業以外の場合の期間については、以下のとおり定めるものとする。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※ 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとする。

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ等

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて搔き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

以下の本数を参考に気象及びその他自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

単位 本／ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ クヌギ類	10,000	3,000

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については末木枝条類の除去あるいは搔き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当区域については、原則人工針葉樹林の区域とするが、必要に応じて以下のような天然更新が期待できない森林を区域に含めることとし、原則として植栽により確実な更新を図るものとする。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・林床や地表の状況、病虫害などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

この基準については、次のとおり定める。

（1）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）による。

イ 天然更新の場合

2の（1）による。

（2）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本

数として10,000本/haを定める。さらに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案したうえで、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとする。したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではない。

- (1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。
収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- (2) 間伐率は、概ね20～35%とする。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）
- (3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造の維持に努める。
- (4) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。
- (5) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町産業振興課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとする。

【生産目標に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数：本、時期：年

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年）							主伐（目安）
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60

	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、時期、回数、作業方法等について下表のとおり定める。

保育の種類	標準的な方法
下刈り	林齢：1～7年生程度（必要に応じ延長） 植栽木以外の雑草、木竹類等一切のものを地際から、全部刈払う。 下草の繁茂状況に応じて植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6月から8月ごろを目安とする。
つる切り	林齢：10年生前後（回数は適宜） 下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月ごろを目安とする。
除伐	林齢：12年生前後（回数は適宜） 造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施期間は、8月～10月ごろを目安とする。
枝打ち	無節の高品質材を生産する場合等に必要に応じて実施

3 その他必要な事項

(1) 間伐

目的樹種の育成が阻害される立木を対象に実施するものとし、雪害・風害などが留意される地区については、急激な環境変化が生じないよう形状比等を勘案し時期や間伐率を定めるとともに、目的外樹種であっても優良なものは残して育成する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとする。

区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダムの集水域、河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

当該森林の区域を別表1に定める。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none">・湖等の集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林・地域の用水源として重要なため池や湧水地渓流等の周辺に存する森林の区域・水源涵養機能の評価区分の高い森林等

イ 施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、標準伐期齢に10年を加えた林齡を伐期齢の下限として伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとする。

また、自然条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：山地災害防止機能／土壤保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域) ・山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分の高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域)
防風保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none">・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林・日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林・快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【保健機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none">・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るために、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

① 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林

山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の

縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

② 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。

③ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

①から③の森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に（標準伐期齢×2）×0.8年を下限とする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

森林の自然条件や社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1に定める。

(2) 施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「II 森林の整備に関する事項 第1～第3」に基づいて実施する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における民有林の所有状況は、一人当たりの所有面積が10ha以下の小規模経営者が多く、森林施業の体系として森林組合を中心とした長期受委託契約による森林整備が推進されてきた地域である。

今後の森林経営規模の拡大についても、従来の長期受委託契約の枠組みを基盤とした森林経営計画の作成により、森林組合を中心とした更なる施業集約化の促進を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた、森林所有者等に対する施業の長期受託の働きかけを積極的に行い、施業集約化を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

町の林業発展のため、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを積極的に行う。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合は、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有者が多い本町では、林家個人が伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施していくことは困難である。そのため、森林施業の集約による共同化を助長し、合理的な森林経営の推進を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化に当たっては、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業計画又は森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により毎年の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心に施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

(3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本計画は八溝地域を中心に緩傾斜地から中傾斜地が多く、主に車両系集材を中心くなっている。緩やかな地形的条件を生かし、森林作業道を網目状に配置し、林内路網密度は4.1 m/haと県平均の3.5 m/haを上回っている。

路網整備にあたっては、効率的な森林施業を実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものをする。

さらに、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材

をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していく。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、本町の路網密度の水準は以下のとおりとする。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m／ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系 作業システム	75m以上	25m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60m以上	15m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

- 注) 1 個々の施業地における路網密度の目安
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 3 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
- 4 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を以下のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
富山	95	富山大沢線	600	1	
大内・矢又	231	大内矢又線	600	2	
矢又	121	八溝南進線	4,500	3	
大内	208	御前岩大内線	1,700	4	

小口	167	梅平線	500	5	
小砂	123	仲山沢線	350	6	
小口	102	大平線	500	7	
大内・矢又	151	岡組岡沢線	750	8	
松野	83	南沢線	500	9	
大山田下郷	106	赤土荷田線	600	10	
健武	218	今平荒沢線	600	11	
大山田下郷	78	谷川沢ムジナ沢線	610	12	
矢又・富山	119	矢又富山線	1,300	13	
白久	40	藤山沢線	500	14	
淨法寺	23	梅坪線	600	15	
小口	102	大平明惣線	1,500	16	
和見	55	枇杷沢線	600	17	
馬頭	82	馬頭線	500	18	
大山田下郷	28	大山田線	1,200	19	
大内	81	大内線	900	20	
松野	76	武茂線	700	21	
恩田	76	恩田線	800	22	
三輪	49	三輪線	800	23	
薬利	80	薬利線	500	24	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

【開設】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利用区域 面積 (h a)	前半 5ヶ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道		富山	富山大沢線	600	185	○	1	
			大内 矢又	大内矢又線	600	46		2	
			矢又	八溝南進線	4,500	312		3	
			大内	御前岩大内線	1,700	98		4	
			小口	梅平線	500	63		5	
			小砂	仲山沢線	350	26		6	
			小口	大平線	500	47	○	7	
			矢又	岡組岡沢線	750	16	○	8	
			松野	南沢線	500	10	○	9	
			大山田下郷	赤土荷田線	600	54	○	10	
			健武	今平荒沢線	600	52	○	11	
			大山田下郷	谷川沢 ムジナ沢線	610	22	○	12	
			矢又 富山	矢又富山線	1,300	23		13	
			白久	藤山沢線	500	35		14	
			淨法寺	梅坪線	600	15		15	
			小口	大平明惣線	1,500	20	○	16	
			和見	枇杷沢線	600	11	○	17	
		林業専用道	馬頭	馬頭線	500	16		18	
		林業専用道	大山田下郷	大山田線	1,200	25		19	
		林業専用道	大内	大内線	900	20		20	
		林業専用道	松野	武茂線	700	18		21	
		林業専用道	恩田	恩田線	800	20		22	
		林業専用道	三輪	三輪線	800	25		23	
		林業専用道	薬利	薬利線	500	16		24	

【拡張／改良】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	箇所数	前半 5ヶ年の 計画 箇所	備考
拡張 (改良)	自動 車道		大山田下郷	鶴居峠御前岩線	800	1	○	
			大山田上郷	滝ヶ沢1号線	1,500	5		
		小砂	滝ヶ沢2号線	1,100	4	○		
		富山	塚田前東入線	550	5	○		
		富山	塚田前東入線	500	4			
		大山田上郷	原沢青芝田線	800	4			
		大山田上郷	原沢線	700	4			
		富山	雁沢線	1,250	8	○		
		富山	雁沢線	800	2			
		谷川 大山田上郷	月出ヶ沢線	2,700	1			
		富山	ウバン沢線	750	3			
		馬頭	すくすくの森線	100	1	○		
		片平	常円寺裏線	1,600	3			
		久那瀬 矢又	久那瀬矢又線	50	1	○		
		大内	滝沢口線	50	1	○		
		小砂	大沢線	50	1	○		
		大内	光崎大畑線	50	1	○		
		富山 矢又	沼沢線	50	6	○		
		富山	板ヶ沢線	50	1	○		
		大那地	清水線	50	1	○		
		大山田下郷	向山線	50	1	○		
		富山	金谷越路線	100	2	○		
		健武 和見	中津原線	50	1	○		
		大山田下郷	向山支線	500	2	○		

		大山田上郷	小工沢線	450	2	○	
		健武	高鳥線	550	3	○	
		大山田下郷	苗ノ沢線	550	2	○	
		三輪	細沢入線	350	3	○	
		薬利	庭渡沢線	500	2		

【拡張／舗装】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	前半 5ヶ年の 計画 箇所	備考
拡張 (舗装)	自動 車道		富山	塙田前東入線	500		
		大山田上郷	原沢青芝田線	800	○		
		大山田上郷	原沢線	700	○		
		富山	雁沢線	1,200			
		富山	ウバン沢線	700			
		富山	富山大沢線	400			
		大内・矢又	大内矢又線	400	○		
		矢又	八溝南進線	3,100	○		
		大内	御前岩大内線	1,200	○		
		小砂	梅平線	300	○		
		小砂	仲山沢線	300	○		
		小口	大平線	300			
		矢又	岡組岡沢線	500			
		松野	南沢線	400			
		大山田下郷	赤土荷田線	400			
		健武	今平荒沢線	400			
		大山田下郷	谷川沢 ムジナ沢線	400			
		白久	藤山沢線	300	○		
		淨法寺	梅坪線	400	○		
		小口	大平明惣線	1,000			
		健武 和見	新道線	400	○		
		和見	枇杷沢線	400			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知を基本として、栃木県が定める「栃木県森林作業道作設指針」（平成23年6月17日22林整整第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い整備することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業労働者育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を喚起させることにある。また、労働者にとって他産業と同等又はそれ以上の雇用条件となることが重要である。

今後、林業労働者の養成及び確保については、林業労働者に対する技術研修の受講や免許・資格の取得を推進し、経営基盤や業務執行体制の強化を推進するとともに、林業施業の共同化・合理化を進め、農業との複合経営による林業経営の健全化・安全化を推進する。

更に、森林組合の組織強化と資本装備の拡充を図り、地域森林の計画・提案ができる施業プランナーの育成を図ることにより、受委託の拡大を通し労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要がある。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところであるが、今後も導入促進を継続していくほか、(協)栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図る。

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩・中・急傾斜地	チェンソー フェラーバンチャー ハーベスター プロセッサ 林内作業車 グラップル付バックホウ フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、プレハブ住宅の普及による在来工法木造住宅の減少、木材価格の低迷に加え外材による圧迫等により、伐採のみならず除間伐等保育管理が停滞している状況にある。また、製材工場においても、小規模の個人経営が大半で規模の拡大も望めない状況にある。

その中にあって、本町の優良な木材資源を求めて進出した企業もあり、各種補助事業等により木材加工施設やチップ製造施設、バイオマス発電施設等の整備が進み、建築材料としてのだけでなく木質バイオマスとして地元産木材の利用が図られている。さらに、上記の企業と地域が連携して木の駅プロジェクトを実施しており、林地残材の有効利用に努めている。

また、地元産木材の利用により森林・林業の活性化につなげていくため、「那珂川町内の公共建築物における県産出材等の利用促進に関する方針」を定め、公共建築物等への木材の利用を促進するとともに、平成29年に制定された「栃木県県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」に基づき、地域材の利用促進に努めるものとする。

これらを継続して推進していくため、各種補助事業等の活用により一層の森林資源の循環利用を図っていく。

特用林産物のうち、本町の特産品のひとつであるシイタケについては、福島第一原子

力発電所事故の影響により、生産量が減少している状況にあるため、生産者・農協等と連携し、生産量の回復に努めることとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

設定なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針お及び方法

森林病害虫等の被害対策については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林の区域に絞って、伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図る。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換を図る。なお、森林病害虫等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

カシノナガキクイムシによる被害については、全国的に急激な広がりを見せていくことから、本町においても関係機関との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制を構築する。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害監視から防除実施までの地域の体制づくりを構築する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、広報での注意喚起等に

より、地域住民及び利用者に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する際には「那珂川町火入れに関する条例（平成17年10月1日条例第142号）」を踏まえ火入れの目的、火入れの方法等に留意すること。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
馬頭 5・11・12エ、オ、ク、ケを除く・13	松くい虫被害の防止のため	
小川 20イ、ウを除く・21・24オ10、11を除く・25		

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

位置	林小班	森林の林種別面積(ha)						備考
		合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大内	42・林班エ、オ、カ、キ準林班	43.41	36.17	7.24				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源かん養・国土保全等の機能の低下を補完するために自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入等、多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適な散策を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐・除伐等の保育を積極的に行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

特になし。

4 その他必要な事項

- (1) 施設整備後の施設の管理運営にあたっては、設置の目的に合った利用を図るとともに、トイレ、ごみ箱等の衛生施設を設置し、日常の管理を適切に行うものとする。
- (2) 山火事防止等の防災体制を整備するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア　Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
大山田1	大山田1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29	1120.90
大山田2	大山田30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40	522.79

大山田 3	大山田 41・42・43・44・45・46・47・ 48・49・50・51・52・53・54・55・56・ 57・58・59・60	1035.28
大内 1	大内 19・20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31	460.72
大内 2	大内 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・32・33・ 34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・ 44・45・46・47	1555.18
馬頭 1	馬頭 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・ 21・22・23・24	1033.60
馬頭 2	馬頭 25・26・27・28・29・30・31・32・ 33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・ 43・44・45・46・47	1301.73
武茂 1	武茂 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15	840.20
武茂 2	武茂 16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25	522.81
小川 1	小川 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20	625.38
小川 2	小川 21・22・23・24・25・26・27・28・ 29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・ 39	683.05

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備等森林施業の合理化に関する事項を促進する。

同時に、区域内の製材所や再資源化工場と連携し、森林より産出される木材を余すことなく利用して資源の循環利用を図る。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

保健文化機能の維持増進を図る森林を中心に、森林整備への地域住民等の参画、様々な体験活動を通じた森林環境教育、健康づくり等への森林利用等に関し、幅広く機会、活動の場を提供する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

保健・保養機能、水資源確保等の森林のはたらきへの理解を深めてもらうことを目的とした講座やふるさとへの愛着心を育むための林業体験プログラムを取り入れた事業を推進する。

- ・町民参加による自然と共生するまちづくりの推進
- ・森林環境教育、健康づくりなどの場として、幅広い森林利用の推進
- ・森林づくりボランティア活動の推進
- ・山村地域の定住促進や都市と山村の共生・滞留の推進
- ・「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用した、森林や木とのふれあいの推進

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

上流域である本町と下流域の都市とが交流し、水源として重要な役割を持つ森林の育成保護の重要さを認識してもらえるように働きかける。

(3) その他

施業実施協定の参加促進のため、町は協定申出者に対し必要な情報を提供することとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度を推進するに当たり、対象はスギ・ヒノキ人工林とし、森林経営計画区域外かつ森林組合員外が所有する森林とする。引き続き「大山田2区域」を当面4年間のモデル的検証期間と位置づける。この期間内の整備内容は、単年度完結の町経営管理事業（切捨間伐）のみに限定し、確実に実行することとする。また、他区域についても事業の取組みを検討する。

森林経営管理制度の実施に当たっては、施業履歴などの森林情報を県と町、林業事業体で一元管理する森林クラウドシステムの整備・運用を行い、森林経営管理制度の円滑な導入を促進する。

7 その他必要な事項

(1) 里山林等の林分の保全・整備・利用の促進に関する事項

地域における里山林や都市近郊林が、大気の浄化や騒音の防止効果を発揮し、緑とのふれあいなど生活に潤いとゆとりを与える自然とのふれあいの場として、人々に

継続的に利用され維持管理されるよう、森林所有者と地域住民の連携及び協力の下で「とちぎの元気な森づくり県民税」を中心とした整備及び保全活動と利用活動を推進していく。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

【制限林の区分別の施業方法】

制限林の区分	施業の方
保安林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第3条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥獣保護特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都市計画法による風致地区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築時の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条の定めるところによる。

【別表1】

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	5・6・7・8・9・10・11・12・ 13・14・15・16・17・18・21・ 24・29・30・31・32・33・34・ 35・36・37・40・41・42・43・ 44・47	1493.27
	武茂	1・2・3・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25	1316.40
	大内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・23・ 24・25・26・27・28・29・30・ 31・32・33・34・35・36・37・ 38・39・40・41・42・43・44・ 45	2015.90
	大山田	1・2・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・ 18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・31・ 32・33・34・35・36・37・38・ 39・40・41・42・43・44・45・ 46・47・48・49・50・51・52・ 53・54・55・56・57・60	2591.67
	小川	20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・38・39	743.81

区分	森林の区域		面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	23	30.73
	武茂	4	46.61
	大山田	58・59	69.01
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	20・22・25・26・27・28・45・46	515.29
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	1・2・3・4・19・38・39	296.04
	大山田	3	18.29

区分	森林の区域		面積 (h a)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	馬頭	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・ 29・30・31・32・33・34・ 35・36・37・38・39・40・ 41・42・43・44・45・46・ 47	2335.33
	武茂	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・ 23・24・25	1363.01
	大内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・ 29・30・31・32・33・34・ 35・36・37・38・39・40・ 41・42・43・44・45	2015.90
	大山田	1・2・3・4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・ 17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・ 29・30・31・32・33・34・ 35・36・37・38・39・40・ 41・42・43・44・45・46・ 47・48・49・50・51・52・ 53・54・55・56・57・58・ 59・60	2678.97
	小川	31・32・33・34・35・36・ 37・38・39	271.55

(注)

- ア) 平成 24 年 3 月 31 日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	伐期の 延長を 推進す べき森 林	馬頭	5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・ 16・17・18・21・24・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・40・41・42・43・44 47	1493.27
		武茂	1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・12・13・ 14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25	1316.40
		大内	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・ 13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・ 33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・ 43・44・45	2015.90
		大山田	1・2・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・ 14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・ 24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・ 34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・ 44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・ 54・55・56・57・60	2591.67
		小川	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・ 30・31・32・33・34・35・36・37・38・39	743.81
		馬頭	1・2・3・4・19・20・22・23・25・26・27・ 28・38・39・45・46	849.06
土地に関する災害の防止 及び土壤の保全の機能、 快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	長伐期 施業を 推進す べき森 林	武茂	4	46.61
		大山田	3・58・59	87.30

施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		